413176	友田　修	413177
413178	沢　正文	413179
413180	植田　徹	413181
413182	塚田　宏明	413183
413184	加藤　剛	413185
413186	月ヶ瀬義人	413187
413188	竹内　公一	413189
413190	星野　直史	413191
413192	森田　健	413193
413194	原田　淳	413195
413196	酒井　紋量	413197
413198	石飛　朋哉	413199
413200	中島雄一郎	413201
413202	後藤　秀男	413203
413204	齋藤　厚志	413205
413206	濱田　良祐	413207
413208	藤坂　誠	413209
413210	白石　有紀	413211
413212	長本　麻由	413213
413214	山本　里美	413215
413216	辰野　博一	413217
413218	大柳　昌宏	413219
413220	西村　一秀	413221
413222	福田　洋臣	

○経済産業省告示第二百十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十月二十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏　名
104744	笠井　貢
107048	吉村　英俊
203990	西川　俊文
207287	鈴木　喜六
208053	西谷　政信
211283	木下　秀夫
214223	的場　正晃
300917	福永　米一

○経済産業省告示第二百十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年十月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十月二十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏　名
106893	上原　英之
107572	冨野　博厚
207254	岡村　憲之
207391	久保　裕滋
209951	黒田　清志
211342	小寺　正典
300799	佐藤　友則
402370	豊田　憲司

○防衛省告示第百九十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十四日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の㋐から㋖までの六点を順次結んだ線及び㋐の点と㋖の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

㋐　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
㋑　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
㋒　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
㋓　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
㋔　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
㋕　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十四日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の㋐から㋖までの六点を順次結んだ線及び㋐の点と㋖の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

㋐　北緯四一度〇分一〇秒　東経一四二度〇分一〇秒
㋑　北緯四一度〇分一〇秒　東経一四二度五分四六秒
㋒　北緯四一度〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
㋓　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度一五分四六秒
㋔　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度二〇分四六秒
㋕　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度二五分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十四日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の㋐から㋓までの五点を順次結んだ線及び㋐の点と㋓の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

㋐　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
㋑　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
㋒　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
㋓　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
㋔　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒
㋕　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
㋖　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
㋗　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
㋘　北緯四〇度四二分一〇秒　東経一四二度五九分四七秒
㋙　北緯四一度一〇分一〇秒　北緯四〇度四二分一〇秒
㋚　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒
㋛　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○国土交通省告示第千四十二号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

免許番号	氏　名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇七一号	榎本　宣子	和歌山県	平成二十六年九月十一日	大阪湾水先区
第三〇〇〇七二号	藤原　健資	兵庫県	平成二十六年九月十一日	大阪湾水先区